

令和7年度								委 託 仕 様 書							
委 託 名				令和7年度 道路台帳補正・更新業務委託											
委 託 箇 所				春日部市内全域											
路 河 川 名 称															
事 業 名															
業 務 大 要															
計画準備				1発注											
廃止・路線変更調書				2件											
認定新設・改良調書				0.4km											
側溝布設延長調書				3.5km											
歩道				0.3km											
安全施設調書				0.5km											
舗装				1.5km											
橋梁・踏切				1箇所											
絵柄（その他）				2箇所											
道路台帳附図				1式											
その他道路台帳調書				1式											

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正		-	機械経費(賃料)補正		-
単価適用年月		(R0705) 令和07年05月					
工 期	当 初	自		至	令和 8年 3月 18日		
		日 数					
	変 更				至		
経費適用年月		令和07年05月					
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	業務価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分		-					

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量・用地測量						式			
				1					
道路台帳補正更新業務						式			
				1					
道路台帳補正更新業務						式			
				1					
直接費						式			
				1					
計画準備						発注			第1号一位代価表
				1					
廃止・路線変更						件			第2号一位代価表
				2					
認定新設・改良						km			第3号一位代価表
				0.4					
側溝布設(1)						km			第4号一位代価表
				0.4					
側溝布設(2)						km			第5号一位代価表
				3.1					
歩道						km			第6号一位代価表
				0.3					
安全施設						km			第7号一位代価表
				0.5					

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — —	舗 装					km			第8号一位代価表
				1.5					
— — —	橋梁・踏切					箇所			第9号一位代価表
				1					
— — —	絵柄（その他）					箇所			第10号一位代価表
				2					
— — —	道路増減調書					式			第11号一位代価表
				1					
— — —	幅員別安全施設・側溝調書					式			第12号一位代価表
				1					
補正 — — —	市道路線網図、橋梁交差位置図					式			第13号一位代価表
				1					
— — —	市道路線区域決定調書作成					式			第14号一位代価表
				1					
— — —	市道路線認定調書作成					式			第15号一位代価表
				1					
— — — 成	道路台帳平面図面画像データ作成					面			第16号一位代価表
				345					
— — —	路線網図修正					式			第17号一位代価表
				1					
— — —	道路台帳附図修正					式			第18号一位代価表
				1					

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — —	告示用調書作成					式			第19号一位代価表
				1					
— — —	道路台帳測定基図画像データ作成					面			第20号一位代価表
				181					
— — —	公開用路線網データ作成					式			第21号一位代価表
				1					
— — —	議会資料素案作成					式			第22号一位代価表
				1					
— — —	市道路線網図出力					式			第23号一位代価表
				1					
—	諸経費					式			
				1					
	業務価格（測量・用地測量）					式			
				1					

委 託 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格計						式			
				1					
消費税相当額						式			
				1					
業務委託費						式			
				1					

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
<<測量・用地測量>>		
◆経費計算情報		
電子成果品作成費計上区分	率分は計上しない	
安全費計上区分	積上げ計上	
諸経費計上区分	率計上	
旅費交通費計上区分	率分は計上しない	
経費適用年月	令和07年05月	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量主任技師		人			
測量技師		人			
材料費等		式			
	1				
合 計		発注			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		件			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		km			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		km			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		km			

第6号一位代価表

歩道

1.000 km 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		km			

第7号一位代価表

安全施設

1.000 km 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		km			

第8号一位代価表

舗 装

1.000 km 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		km			

第9号一位代価表

橋梁・踏切

10.000 箇所 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		箇所			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		箇所			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量助手		人			
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		面			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量助手		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
測量助手		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		面			
	(1		当り		

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師		人			
測量技師補		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量技師補		人			
測量助手		人			
機械経費		式			
	1				
材料費等		式			
	1				
合 計		式			

令和 7 年度 道路台帳補正・更新業務委託 特記仕様書

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 本特記仕様書は春日部市（以下「発注者」という）が過年度に実施した工事済箇所について、同じく発注者が保有する道路台帳図及び調書等を補正・更新するための作業方法を定めるものである。

(準拠する法令等)

第 2 条 本業務は、契約書並びに本特記仕様書によるほか、下記に記載する各種法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）
- (2) 道路法施行規則（昭和 2 7 年建設省令第 2 5 号）
- (3) 国土交通省道路施設現況調査提要
- (4) 地方交付税法（昭和 2 5 年法律第 2 1 1 号）
- (5) 市町村公共施設状況調査記載要領
- (6) 測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）
- (7) 春日部市公共測量作業規程並びに運用基準
- (8) 春日部市の諸規則

(疑義の解決)

第 3 条 本特記仕様書の各項について疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受託者（以下「受注者」という）が協議し、発注者の指示に従うものとする。

(作業計画)

第 4 条 受注者は納期・工期及び地域の状況を考慮して適切な作業班を編成し、それにより各工程の細部計画を立案し、着手届、作業工程表、現場責任者等通知書、作業実施計

画書等を、作業の着手前に発注者に提出し、承認を受けるものとする。

(主任技術者)

第5条 受注者において本業務を計画し、指揮する技術者は測量士の資格を有し、道路台帳補正業務に精通した経験豊かな者でなければならない。

(その他の技術者)

第6条 担当技術者においては、測量士又は測量士補の資格及び日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有し、道路台帳調書電算処理業務に精通した経験豊かな者でなければならない。また、照査技術者は、日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の有資格者を配置しなければならない。

なお、主任技術者、照査技術者及び1名以上の担当技術者をそれぞれ配置し、兼務することはできない。また、技術者は、本委託業務の公告日現在、直接的な雇用関係を証明する健康保険証等の写しを発注者に提出するものとする。

(貸与資料)

第7条 発注者は、本業務遂行にあたり受注者に必要な資料の貸与を行うものとする。受注者は、責任をもってこれを管理し、その状況を記録した帳簿を備え、汚損が無いよう取扱いに万全の注意を払うものとする。

なお、資料の借用に関しては、LGWAN 回線の認証を受けた業者である事を前提とし、資料借用は状況により LGWAN データ交換サービスを用いて、LGWAN 内でセキュアなファイル交換を実施する事も可とする。

(書類の手続き)

第8条 本業務遂行のために必要な関係公署への諸手続きは、受注者が代行するものとし、その写しを発注者に提出するものとする。

(土地の立入)

第9条 受注者は、本業務遂行のために他人の所有する又は占有する土地、施設等に立ち入る必要がある場合は、あらかじめ当該土地・施設所有者（もしくは占有者）の了解を得て迷惑を及ぼさないよう十分注意のうえ作業を行わなければならない。

また、現地にて第三者とのトラブルが発生した場合は速やかに発注者に報告し、指

示に従うものとする。なお、現地作業をする際には必ず身分証明書を携帯するものとし、提示を求められた場合は速やかに提示するものとする。

(損害賠償)

第 10 条 本業務中に他人に与えた損害等は、すべて受注者の負担とする。また、業務完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示に従い速やかに訂正・補足等をしなければならない。

(検 査)

第 11 条 受注者は業務の遂行にあたり業務の進捗状況を発注者に報告するとともに、作業工程の終了毎にその結果を報告し、発注者が必要と認めたときは、中間検査を受け次の工程に着手するものとする。

(完 了)

第 12 条 本業務は受託業務完了通知書・成果品納品書とともに成果品を提出し、竣工検査を受け、検査合格により完了とする。

(成果品の帰属)

第 13 条 本業務の成果品は、全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与また使用してはならないものとする。

(機密の保持及び品質保持等)

第 14 条 受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なく、他に公表、貸与又は使用してはならない。そのため、本業務の実施にあたっては、機密の保持及び品質保持等の観点から、次の資格を取得していなければならないものとし、本業務の着手時に認証を証明する登録書の写しを発注者に提出するものとする。

- (1) ISO9001 (品質管理システム)
- (2) ISO14001 (環境マネジメントシステム)
- (3) ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (4) ISO/IEC27017 (クラウドセキュリティ/サービス登録)
- (5) JIS Q15001 (プライバシーマーク)

(工 期)

第 15 条 本業務の工期は、契約締結の日から令和 8 年 3 月 18 日までとする。

第 2 章 業 務 内 容

(補正内容)

第 16 条 本業務の補正内容は下記の通りとする。

1. 廃止路線・区域変更

現認定路線のうち廃止行為のあったもの、また道路法第 10 条 2 項の規定により、路線の付替等によって旧路線の代替的性格をもつ路線認定する場合に限り路線変更とする。

2. 認定・新設・改良

現況図にない新設道路及び現況の改変が著しい改良道路を取扱う。

3. 側溝 (1)

現況図の改変がなく開渠から暗渠等への変更等、単純に側溝の書込み又は訂正を行う場合を取扱う。

4. 側溝 (2)

側溝敷設工事によって道路縁に変更を生じるものを取扱う。

但し、道路幅員が変わるなど現況の改変が著しいものは、改良扱いとする。

5. 歩道

歩道工事を行なったものを取扱い、同工事の際の側溝、安全施設、舗装、植樹施設の改修はこれに含むものとする。但し、現況図の改変が著しいものは改良扱いとする。

6. 安全施設

ガードレール、ネットフェンス、縁石を取扱い、同工事の際の植樹施設の撤去はこれに含むものとする。

7. 舗装（路面種別変更等）

現況図の改変がなく砂利道から簡易舗装又は、簡易舗装から高級舗装へ変わったものを取扱い、路面種別は現地優先とする。

8. 橋梁

橋梁（平面交差、立体交差）の新設、架け替え、撤去について取扱う。

9. 占用物

道路敷地内に設置された占用物（電柱、カーブミラー、マンホール等）を取り扱う。但し、現況図の改変が著しいものは改良扱いとする。

10. 絵柄・その他

道路付属物に該当しないもので、建物、名称、水路等を取扱う。

但し、単独水路等、現況図の描画を広範囲に必要とする場合は、別途とする。

11. 認定路線網図の補正

道路台帳補正箇所について認定路線網データの補正を行うものとする。

12. 橋梁交差位置図の補正

道路台帳補正箇所について橋梁交差箇所データの補正を行うものとする。

（道路台帳平面図に関する補正作業）

第 17 条 道路台帳平面図に関する補正作業を行う既存成果品の種別は以下の通りとし、表示内容、精度等については、既存成果品のものを維持しえる内容とする。

（1）道路台帳平面図データ（TIFF 形式）

（2）認定路線網図

2 道路台帳平面図の補正作業は、現地での測量（現地法）によることを原則とし、貸与資料の利用を図る場合は、精度の維持について十分検討のうえ、その結果を発注者に報告して承認を得るものとする。

3 現地での測量は、車載写真レーザ測量（以下、「MMS」という）による地形測量と TS 地形測量の併用にて行うが、安全施設及び側溝の蓋かけ等で地形変化がない個所につ

いてはオフセット法にて行うものとする。

- 4 TS 地形測量の図根点は、既存道路台帳平面図による近隣の現況を図解図根点として利用できるものとするが、新規認定路線の道路台帳平面図作成にあたっては、特に延長が長く、また近隣の現況図が描かれていないような場合には、既撮の航空写真及び空中三角測量成果を利用して機械図根点を測定し、これを利用するか、基準点測量を行うものとする。
- 5 道路台帳平面図の補正更新は、現地測量で作成した道路台帳平面図ベクトルデータ (Shape 形式) を既存の道路台帳平面図と合成して道路台帳平面図画像データの更新を行うものとする。
- 6 補正更新をした道路台帳平面図は、補正箇所を明示し、補正前後がわかる新旧補正点検図を作成・出力するものとする。

(MMSデータによる地形測量)

第 18 条 MMS データによる地形測量とは車載写真レーザ測量システムを用いて、道路部における図化及び道路管理上必要な画像、3 次元データを取得するものである。作業にあたり下記の性能・方法に基づき実施するものとする。

(1) センサーの要求性能

GNSSデータ	: FKP 方式による補正
前方画像データ	: 静止画、200万画素以上、2～5m間隔で取得
レーザ計測	: 約26,000 発/秒以上
	1度間隔で180度以上
データ取得走行速度	: 最高計測速度80km (計測は道路交通法に準拠)、 標準計測速度30km～40 k m
同時計測データ	: GNSS情報、IMUデータ、オドメトリ、レーザスキャナ、 デジタル画像

(2) 計測機器の検定

MMSデータ取得時に、計測開始位置におけるMMS車両の方位角と姿勢角を求め

るため方位角検定を実施する。方位角検定は、GNSS有効衛星数が常時5個以上の場所にて、装置が正常である条件で行うものとする。

(3) 機器の初期化、後処理

GNSS受信機およびIMU装置の初期化データを取得するために、MMS車両の初期化走行を行い、計測終了後は後処理の精度を向上させるために、観測終了後、終了走行を行うものとする。

(4) 観測時予測誤差のモニタリング

データ取得中に、取得している位置姿勢計測データの良否を監視する「誤差モニタ」を搭載するものとする。GNSS 衛星の状態や数、車両の運動速度等を考慮して、後処理での要求位置精度を監視し、結果について報告を行うものとする。

(MMSデータ解析・処理)

第19条 MMS データ解析・処理は、MMS データの取得後、FKP、IMU 及び距離データを基に速やかにデータ解析を実施し、MMS の位置及び姿勢を解析し、要求精度の確認を行うものであり、以下のとおり解析処理を行うものとする。

(1) MMS 位置精度

計算処理の予測誤差許容値は、次のとおりとする。

地上情報レベル	解析後の予測誤差許容値
500	0.25m
1000	0.70m
2500	1.75m

(2) レーザデータ解析

精度が確認されたMMS位置姿勢データに基づき、レーザデータの解析を実施し、レーザデータとデジタルカメラにより撮影された画像データの統合を行ってカラー点群データを生成するものとする。

(3) 精度検証

解析後のレーザデータ及び統合されたデジタル画像を用いて、検証点等を利用

用して位置精度検証を行うものとする。

レーザデータの精度を確認するため、計測経路に4級基準点測量以上の検証点を設置し、検証点にはレーザ用ターゲット（ランドマーク）を設置し、レーザ計測により位置が明確に特定できる形状とし、地心が可能である形態とする。

（測定基図データ修正）

第 20 条 補正更新された道路台帳平面図を基準とし、各種調書及び集計表を作成する上で必要な事項を抽出するため、データ測定用の基図データを補正更新するものとする。

2 道路台帳平面図の補正更新箇所について、下記に示す要素ごとに区割り線を設定して区間ポリゴンを作成する。作成した区間ポリゴンには、後述の台帳調書補正で調書システムと連携が可能な属性を取得する。

- ①行政界及びブロック界が変わったとき。
- ②道路区分が変わった場合（重用、供用・未供用及び改良・未改良）
- ③路面種別が変わった場合（コンクリート、高級・簡易アスファルト及び砂利道）
- ④道路部各部の構成及び幅員区分が変わった場合（車道、歩道、分離帯、側溝及び路肩）
- ⑤橋梁及び鉄道との交差
- ⑥歩道の植樹施設
- ⑦安全施設
- ⑧自動車交通不能区間
- ⑨曲線半径の終始（30 メートル以上のものを除く）
- ⑩縦断勾配の終始（8 パーセント未満のものを除く）
- ⑪立体横断施設
- ⑫車道の幅員が 0.5 メートル以上変化する箇所
- ⑬その他調書作成に必要な箇所

3 補正更新された道路台帳測定基図の区間ポリゴンデータを、GIS にて運用可能とな

るよう Shape 形式にてデータ整理するものとする。

(台帳調書補正)

第 21 条 市道全路線に関わる、道路法施行規則第 4 条の 2 により定められた台帳調書のほか、道路施設現況調査要項および地方交付税法に基づく調書並びに発注者が道路管理上必要な調書について、補正更新するものとする。

- 2 受注者は、発注者が指定する範囲の昨年度調書をもって、発注者の検査を受けるものとする。なお、本検査の発注者の了承をもって、作業に着手すること。
- 3 測定基図データ、補正箇所の区間ポリゴン及び調査資料に基づき、調書の補正更新に必要な情報を取得するため、項目ごとに様式に従ってデータを抽出する。その際、表示・標記は統一したものとする。
- 4 前項にて抽出したデータを調書システムの処理プログラムに入力し、データの脱落や重複の有無について各種論理チェックを十分行い、図葉ごとのデータファイルを作成するものとする。その後、図葉によって分割されている路線のデータを結合し、路線ごとのデータファイルを作成するものとする。
- 5 受注者が保有する調書システムの処理プログラムは、本業務における補正対象箇所のみでなく、既認定市道全てを含むデータを一括処理できるシステムとする。
- 6 継続的に発生する今後の補正更新対象路線の増減結果を速やかに反映できるものとするため、今年度補正分のみの計算処理は認めないものとする。
- 7 前項までに補正更新された調書データを用いて、本条第 1 項に示したすべての調書を作成し、前条で作成した発注者保有の調書との比較検証を行い、同一の成果を得られるまで修正と検証を繰り返し行い、発注者の確認を得るものとする。
- 8 前項における発注者の確認後、調書システムの処理プログラムを用いて集計および分類を行い、各様式レイアウトに沿って調書を作成するものとする。
- 9 前項における調書は、紙出力およびを行い、製本して納品するものとする。紙出力する調書の種類は発注者との協議の上、決定するものとする。
- 10 前項までに作成された調書は、電子データ（PDF 形式およびエクセル形式）で記録媒体に格納し、納品するものとする。

(補正済みデータのとりまとめ)

第 22 条 補正された道路台帳平面図画像データは、GIS にて運用可能な、300dpi、モノクロ 2 値画像、TIFF-G4 形式にて画像データ化のうえ、内図郭を切り出し整理するものとし、図郭毎の 4 隅の公共座標を読取り、歪み傾き等を計算処理し幾何補正を行い、図郭同士の接合処理が可能となるように整理するものとする。

2 道路台帳平面図画像データは、測地成果 2000、測地成果 2011 の 2 種類作成するものとし、成果品 DVD とは別に、発注者保有の HDD にも格納するものとする。

3 更新区間ポリゴン、路線網データ、橋梁交差データ、図郭データについては GIS にて運用可能なデータ整理を行うものとする。

4 前項までに作成したデータについては、電子媒体に格納し、納品するものとする。

(公開用路線網データ作成)

第 23 条 道路台帳補正内容を基に公開用路線網データの更新を行うものとし、公開用 GIS データとして全認定路線データを記憶媒体に格納し納めるものとする。

2 公開用路線網データはデジタルマッピングデータファイルとの位置整合が図られているものとし、Shape 形式のラインデータとして調製するものとする。

3 属性として路線名称、等級、供用開始の別、を路線単位に付与するものとする。

4 データの確認検証をする照査技術者は空間情報総括監理技術者の資格を有する者が実施し、効果的な利活用について提案を行うこと。

(議会用資料素案作成)

第 24 条 本業務で補正する新規認定路線および廃止路線について、道路法第 8 条および第 10 条に基づく議案書の素案を作成する。議案書の素案には、路線名称、起終点地番、幅員、延長、路線位置図を記載するものとする。

(市道路線認定網図出力)

第 25 条 補正更新をした路線網データから、春日部地域・庄和地域両地区の、当年度末時点の認定路線網図を出力するものとする。

(GIS データベース構築)

第 26 条 本業務で作成した GIS データは GIS にて運用が可能なデータ形式にて作成し、記録媒体に格納し納品するものとする。

第 3 章 成 果 品

(成果品)

第 27 条 本作業の納入成果品は次のとおりとする。

1. 図面関係 (補正・更新済)

ア. 道路台帳平面図画像データ (TIFF 形式) 1/500	1 部
イ. 路線網葉割. 橋梁. 交差位置図 1/10,000	1 部
ウ. 春日部市地域・庄和地域道路認定網図	各 20 部

2. 調書関係 (補正・更新済)

(1) 道路法 (28 条) による調書

a. 道路台帳	一式
b. 実延長調書 (側溝を含む)	一式
c. 橋調書	一式
d. 鉄道等との交差調書	一式

(2) 国土交通省 (道路施設現況調査) による調書

a. 道路現況 (総括) 台帳	一式
b. 道路現況 (独立専用自歩道) 台帳	一式
c. 道路現況 (部分自歩道) 台帳	一式
d. 橋梁現況台帳	一式
e. 踏切道現況台帳	一式

(3) 地方交付税算定用調書

a. 地方交付税 (道路橋梁費) 算定基礎数値表	一式
--------------------------	----

b. 道路橋梁調書	一式
(4) 道路管理者用調書	
a. 道路現況調書（施設を含む）	一式
b. 橋梁台帳（カラー写真付）	一式
c. 交差台帳（カラー写真付）	一式
d. 安全施設調書	一式
e. 側溝調書	一式
(5) 調書データファイル	
a. 台帳調書データファイル（電子媒体：DVD）	一式
(6) その他管理用調書・図等	
a. 増減調書	一式
b. 区域変更調書	一式
c. 供用開始調書	一式
d. 認定路線調書	一式
e. 区域決定調書	一式
f. 新旧補正点検図（補正前・後）	一式
(7) その他	
a. 議会用資料素案	一式
3. 電子データ関係	
(1) 道路台帳平面図画像データ（tiff 形式）	一式
(2) 道路台帳測定基図データ（区間ポリゴン）（shape 形式）	一式
(3) 路線網データ（shape 形式）	一式
(4) 橋梁交差データ（shape 形式）	一式

- | | |
|------------------------------|----|
| (5) 図郭データ (shape 形式) | 一式 |
| (6) 道路台帳調書データ (PDF、Excel 形式) | 一式 |
| (7) 公開用路線網データ (shape 形式) | 一式 |

第4章 補 足

(補足)

第28条 納品後、受注者の故意もしくは過失による不適格な成果品があった場合は、再作業のうえ改めて納入すること。